

議案第50号

静岡市動物愛護管理員の設置に関する条例の制定について

静岡市動物愛護管理員の設置に関する条例を次のように定める。

令和2年2月21日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市動物愛護管理員の設置に関する条例

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第37条の3第1項に規定する職員として、市に動物愛護管理員を置く。

附 則

この条例は、令和2年6月1日から施行する。